

別紙

【参考】岩手県水利施設管理強化事業実施要領の改正の概要

1 改正の要旨

当該事業は、令和3年度に前身の国営造成施設管理体制整備促進事業から移行し、水利施設管理強化事業「一般型」を実施しており、令和7年度からは、「連携管理保全型」及び「特別型（渇水・高温対策）」を追加実施してきたところである。

令和8年4月7日に行われた国の要綱改正により、条項ずれ等の所要の整備を行うほか、「特別型（渇水・高温対策）」に「緊急の対応が必要な場合」の取扱いが追加されたことに伴い、下記のとおり県の実施要領を改正するもの。

(1) 別紙1（一般型に係る運用）の改正

国実施要綱との条項ずれ等を改めたもの。

(2) 別紙2（連携管理保全型の運用）の改正

国実施要綱との条項ずれを改めたほか、他条項との表現の統一を図ったもの。

(3) 別紙3（特別型（渇水・高温対策））に係る運用）の改正

国実施要綱との条項ずれを改めたほか、「緊急の対応が必要な場合」の取扱いが追加されたことに伴い、その取扱いを追加したもの。

2 その他

「特別型（渇水・高温対策）」における「緊急の対応が必要な場合」の取扱いについては、令和8年4月27日付け農建第106号のとおりであり、渇水への事前の備えとして、市町村と土地改良区の連携を強化するとともに、平時及び渇水時の体制整備をお願いします。